五　第七条第三号の二に掲げる事項について変更があった場合（電子取引基盤運営業務を行うこととなった場合に限る。）　次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　第八条第六号チ(9)に掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書

［六～九　略］

［2・3　略］

（三十日前までの変更の届出の対象となる業務の内容及び方法）

第二十四条の二　法第三十一条第七項に規定する内閣府令で定めるものは、第八条第六号ホ(5)、(6)、(8)から(11)まで、(13)及び(14)に掲げる事項とする。

（業務の内容又は方法に係る三十日前までの変更の届出）

第二十四条の三　法第三十一条第七項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更予定年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第八条第六号ホ(5)、(6)、(8)から(11)まで、(13)及び(14)に掲げる事項（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類並びに第十条第一項第三号ニに掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（業務管理体制の整備）

第七十条の二　［略］

［2～8　略］

9　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（私設取引システム運営業務を行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　私設取引システム運営業務を行う際に使用する電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置がとられていること。

二　私設取引システム運営業務における有価証券の売買の内容の審査及び当該審査の結果を踏まえた対応を行うための措置がとられていること。

三　私設取引システム運営業務に関し、法第三十条第一項ただし書に規定する政令で定める基準を超えることを防止するための措置がとられていること。

四　私設取引システム運営業務において特定投資家向け有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、法第四十条の四の規定を遵守するための措置がとられていること。

五　私設取引システム運営業務において信用取引を行う場合には、自己又は次に掲げる者その他の者の利益を図る目的をもって顧客の利益又は取引の公正を害することを防止するための措置がとられていること。

イ　当該金融商品取引業者等の親会社等

ロ　当該金融商品取引業者等の子会社等

ハ　当該金融商品取引業者等の関連会社等（令第十五条の十六第四項に規定する関連会社等をいう。第二百三十三条の二第四項第五号並びに第二百三十三条の三第十一号及び第十二号において同じ。）

五　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　第八条第六号ト(9)に掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書

［六～九　同上］

［2・3　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

（業務管理体制の整備）

第七十条の二　［同上］

［2～8　同上］

［項を加える。］